



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 6 月 22 日 (水曜日) 号外 第 24 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

選挙管理委員会告示

- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院宮崎県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式…………… 1
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時…………… 2

- 員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院宮崎県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院宮崎県選出議員選挙における政見放送等の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2
- 令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第32号

令和 4 年 7 月 10 日 執行の参議院宮崎県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 参議院宮崎県選出議員選挙投票用紙

候補者氏名

**令和四年執行 参議院
宮崎県選出議員選挙投票**

宮崎県選挙管理委員会之印

(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。

ルとする。

- 2 クリーム色の用紙に黒刷とする。
 - 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。
- 2 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙

候補者氏名又は
政党その他の
政治団体の名称
若しくは略称

**令和四年執行 参議院
比例代表選出議員選挙投票**

宮崎県選挙管理委員会之印

(注意) 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

備考

- 1 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
- 2 白色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙長		選挙長の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
宮崎県宮崎市	茂 雄二	宮崎県宮崎市	児玉 洋一

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙分会長		選挙分会長の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
宮崎県都城市	有村 文雄	宮崎県宮崎市	児玉 洋一

宮崎県選挙管理委員会告示第35号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 令和 4 年 7 月 12 日 午前 9 時から

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 令和 4 年 7 月 12 日 午前 9 時 30 分から

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院宮崎県選出議員選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 1 項第 4 号の 3 及び第 5 号のポスターを掲示できる日は、令和 4 年 6 月 22 日からとする。ただし、候補者届の受理後とする。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院宮崎県選出議員選挙において、各候補者が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 150 条第 1 項の規定により行う政見放送の順序並びに日本放送協会及び基幹放送事業者が同条の政見放送を行わない候補者について同法第 151 条第 3 項の規定により行う経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 4 年 6 月 22 日 午後 6 時 30 分から

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 1 項の規定による投票所内及び同条第 2 項の規定による期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 4 年 6 月 22 日 午後 6 時 30 分から

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院宮崎県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 167 条第 1 項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 4 年 6 月 23 日 午後 5 時 30 分から

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 167 条第 2 項の規定により発行する選挙公報の名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 4 年 6 月 24 日 午前 9 時 30 分から